

産業振興施策促進事項

I. 産業振興施策促進区域

山村振興法に基づき指定されている振興山村である旧月ヶ瀬村、旧針ヶ別所村を産業振興施策促進区域とする。

II. 産業振興施策促進期間

産業振興施策促進事項に掲げられた取組については、令和 3 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで行うこととする。

III. 産業振興施策促進区域における産業の振興を促進する上での課題

(1) 奈良市の振興山村地域における産業の現状

(全般)

奈良市の振興山村地域においては、山間部の冷涼な気候を活かしたコメ（ヒノヒカリ、コシヒカリ）や大和茶の一大産地（奈良県は荒茶生産量全国第 7 位）となっている。国道 3 6 9 号、名阪国道（2 5 号）が整備されており、産業・経済活動や市民生活の基盤となっている。

(農業)

農業については、経営耕地面積は 533ha、農家戸数は 259 戸、農家 1 戸当たりの平均耕地面積は 2.06ha である。経営耕地面積は、振興山村地域の総面積(4,101ha)の約 13%を占める。

(林業)

林業については、林野面積は 2,315ha であるが、平成 2 7 年の実経営体数は 1 戸である。林業より農業に重点が置かれた地域である。

(地域資源を活用する製造業)

地域資源としては、旧月ヶ瀬村には名勝指定を受けている月瀬梅林が存在し、観梅期には期間限定で商店が約 10 軒開店している。旧針ヶ別所村には、奈良市農林水産物加工所があり、地元産農畜産物を加工したモチ、トマトジュース、カステラ等プライベートブランドでの商品を製造するとともに、受託加工も行っている。

(農林水産物販売業)

農林水産物等販売業については、8店舗が立地しており、地域の農産物を販売している。

(2) 奈良市の振興山村地域における産業振興を図る上での課題

〔農業関係〕

主要農産物である米や茶は、国内需要の減少に伴って取引価格が大幅に低下しており、このことが担い手不足の一因であると共に、従来の一次産業だけでなく、設備投資も含めた新たな事業展開が必要になっている。

〔林業関係〕

国産材の価格の低迷などにより林業従事者が減少し、間伐等の管理も十分に行われていない状況である。林業経費の高騰、労働力の劣弱化などに起因して林業生産活動がますます停滞し、保育、間伐が適正に行われない森林が増加している。

〔地域資源を活用する製造業関連〕

人口減少や高齢化の進行により、これまで地域で受け継がれていた加工技術等が急速に失われようとしている。このため、引き続き産業基盤の整備を図るとともに、地域資源を活用し安定的に雇用を確保できる企業の育成に加えて、地域の特性を生かした商品開発・生産、地域の魅力を生かした地域製品の販売促進や観光の振興等により山村の活性化と定住促進が不可欠となっている。

〔農林水産物等販売業関連〕

全国の農村地同様に人口減少や高齢化が進行し、担い手不足が問題となっている。

〔6次産業化関連〕

地域の主要産業である農業の振興が課題となっており、推進方策の調査・検討、農業の6次産業化による新商品の開発支援等を引き続き行う必要がある。

IV. 産業振興施策促進区域において振興すべき業種

農業、観光業、地域資源を活用する製造業及び農林水産物等販売業

V. IVの業種を振興するために行う取組の内容及び関係団体との役割分担等に関する事項

○奈良市

- ・農業生産基盤の整備
- ・農地中間管理機構の活用の推進

- ・新規就農者への支援
- ・鳥獣被害の防止への支援
- ・補助金等交付財産活用事業の推進
- ・林道・作業道の整備
- ・間伐等の森林整備の推進
- ・林業従事者の育成・就業支援
- ・造林事業の推進
- ・低利の融資制度の情報提供
- ・設備投資を促進するための租税特別措置及び地方税の不均一課税の活用の促進
- ・企業誘致等の産業振興に係る事業の実施
- ・山村活性化支援交付金の活用の推進
- ・林業・木材産業改善資金の貸付
- ・域内産業の連携による新産業分野の創出・起業家の育成支援

○奈良県

- ・農業生産基盤の整備
- ・農地中間管理機構の活用の推進
- ・新規就農者への支援
- ・鳥獣被害の防止への支援
- ・林道・作業道の整備
- ・間伐等の森林整備の推進
- ・林業従事者の育成・就業支援
- ・造林事業の推進
- ・低利の融資制度の情報提供
- ・設備投資を促進するための租税特別措置等の税制優遇措置の周知
- ・産業振興のための各種補助事業の利用促進
- ・林業・木材産業改善資金の貸付
- ・域内産業の連携による農商工連携や6次産業化等、新産業分野の支援

VI. 産業振興施策事項の目標

項目	地域資源を活用する製造業	農林水産物等販売業
新規設備投資件数 (投資額)	1件 500万円	1件 500万円
新規雇用数	1人	1人
租税特別措置の適用件数 (適用額)	1件 60万円	1件 60万円

なお、これらの実績については、租税特別措置の適用実績や、市内の事業者への聞き取り調査等により把握するとともに、産業振興施策促進期間の翌年度にホームページ等を利用し、達成状況等の評価を公表することとする。